

滝上町新生児特別定額給付金支給事業

国の特別定額給付金の支給対象とならなかった、令和2年4月27日以降に生まれるお子さんに10万円を支給します。

1. 支給対象子ども

令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、かつ、申請時点において町内に住民票がある子どもを対象とします。

2. 支給対象者

支給対象子どもと同一世帯であって、令和2年4月27日から申請時点まで継続して滝上町に住民票があり、現に養育しているお父さんまたはお母さんとしてします。

また、令和2年4月27日以降に滝上町に転入し、その後子どもが生まれるまで引き続き滝上町に住民票がある方も申請することができます。

3. 支給金額

支給対象子ども1人あたり 100,000円 を支給します。

4. 申請手続きについて

申請手続きについては、対象となる方へ個別に出生届や児童手当の手続きの際に合わせて申請書をお渡しいたします。

申請の受付期間は、令和2年8月7日から令和3年4月14日までです。

申請書には、本人確認書類として運転免許証や健康保険証の写し、振込先金融機関の口座確認書類の写しが必要となるほか、担当係において住民基本台帳を閲覧し、記載内容についてご確認させていただきます。

ご不明な点があれば、下記担当係までご連絡ください。



滝上町新生児特別定額給付金のお問い合わせ先
役場保健福祉課子育て支援係
☎ 29-2111 (内線 277)